

愛知地方最低賃金審議会 第1回専門部会議事録

令和3年7月28日(水)

午後2時15分～午後2時45分

桜華会館南館3階 桜花の間

出席(公益代表委員) 中山徳良部会長代理、小野木委員
(労働者代表委員) 安藤委員、木戸委員、中塚委員
(使用者代表委員) 梶原委員、澁谷委員、太箸委員
(事務局) 岡田労働基準部長、高橋賃金課長、西尾主任賃金指導官、
宮下賃金指導官、森賃金指導官、丹下賃金調査員

発言者・発言内容

宮下賃金指導官

愛知地方最低賃金審議会 第1回愛知県最低賃金専門部会を開催いたします。

本日の委員の出席状況ですが、中山恵子委員が欠席されていますので、本日は8名の委員が出席されています。本日は、第1回の専門部会でありますので、部会長および部会長代理が選出されるまでの間、事務局において進行させていただきます。

なお、専門部会の委員の皆様への辞令につきましては、お手元に配付しておりますので、ご確認いただきますようお願いいたします。

また今後の審議会開催の案内、本審と専門部会ですが、合わせて配付させていただいておりますので、よろしくお願いいたします。

本日の会議資料ですが、会議次第及び資料をセットにしたものを1部、お配りしております。資料につきましては後ほど説明させていただきます。

続きまして専門部会の委員のご紹介となりますが、委員の名簿は資料のNo.1のとおりでございます。委員の方全員が本審の委員でありますので、この名簿をもってご紹介に代えさせていただきます。

それでは議事に入らせていただきますが、最初の議題といたしまして、「部会長及び部会長代理の選出について」となっております。部会長および部会長代理の選出につきましては、最低賃金法第25条第4項が準用する最低賃金法第24条第2項により、「公益を代表する委員のうちから委員が選挙する」との規程がございますが、当愛知局におきましては、従来から選出方法につきまして、公益委員の互選結果をご承認いただくのが慣例となっております。

したがって、今回もその方法で進めさせていただきたいと思っておりますが、ご承認いただけますでしょうか。

(全委員承認)

宮下賃金指導官

それでは、部会長並びに部会長代理の席に名札を置かせていただきます。本日は部会長がいらっしゃらないので、部会長代理の席にだけ置かせていただきます。

小野木委員

部会長及び部会長代理については、あらかじめ公益委員全員で協議した結果を発表いたします。部会長候補に中山恵子委員、部会長代理候補に中山徳良委員となりました。

宮下賃金指導官

ただいまのご報告につきまして、ご承認いただけますでしょうか。

(全委員承認)

宮下賃金指導官

ご承認いただきましたので、部会長は中山恵子委員、部会長代理は中山徳良委員にお願いすることとさせていただきます。それでは部会長代理の席に名札を置かせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

本日は中山恵子委員が欠席されていますので、中山徳良部会長代理に本日のご挨拶をお願いし、進行をお願いしたいと思います。

(事務局で部会長代理の席に名札を机の上に置く)

岡田基準部長

その前に、一言よろしいでしょうか。

第一回の愛知県最低賃金専門部会の審議に先立ちまして、事務局より一言ご説明とお詫びをさせていただきたいということで、少しお時間をいただければと思います。

委員の各皆様方には令和3年7月7日にメールによりお知らせしておりましたが、同年7月1日の中央最低賃金審議会の第2回目安小委員会に審議資料として提出されました、賃金改定状況調査結果(第4表等)につきまして集計誤りが判明いたしました。本件集計誤りにつきましては、同年7月8日の中央最低賃金審議会第3回目安小委員会におきまして、先ほどお配りしましたこちらの資料です。賃金改定状況調査結果の訂正についてという文書を配付させていただきました。訂正内容と誤りの原因、また再発防止策についてご報告させていただいております。その結果、中賃におきましては、昨年の目安賃金の結果にも影響がないということで確認されたところです。しかしながらこのような最低賃金の審議に係る重要な統計の誤りにつきましては、あってはならないと考えております。深くお詫び申し上げます。大変申し訳ございませんでした。

事務局といたしましては、引き続き円滑な審議を行っていただけますよう努めて参りますので、よろしくお願いいたします。

冒頭お時間をいただきまして、大変ありがとうございます。

宮下賃金指導官

では改めまして、以後の議事進行につきまして、中山部会長代理よろしくお願いいたします。

中山部会長代理

部会長代理の中山です。いきなり部会長の補佐をすることは思いませんでしたけれども、よろしくお願いいたします。

では早速ですが、本日の議事録の署名は、労働者側は中塚委員、使用者側は梶原委員にお願いいたします。

(両委員 了承)

中山部会長代理

では、議題(2)「愛知地方最低賃金審議会愛知県最低賃金専門部会運営規程について」に入ります。事務局で説明をお願いします。

西尾主任賃金指導官

それでは会議次第、資料 No. 2 をご覧ください。愛知県最低賃金専門部会運営規程について説明をさせていただきます。

本日の会議次第の後ろに付けております、3 ページ目、資料 No. 2 の愛知地方最低賃金審議会、愛知県最低賃金専門部会運営規程（案）をご覧くださいと思います。愛知県最低賃金専門部会につきましては、毎年審議の都度、委員の推薦公示を行った上で委員の選任を行い、最低賃金の改正決定が終わった段階で委員を解任していますので、運営規程については毎年ご確認いただくことになっています。

運営規程第 1 条には、専門部会の議事運営は、最低賃金法及び最低賃金審議会令に定めるもののほか、この規程によるとしています。

第 2 条では、この部会の会議は、部会長が必要と認めるときに召集する。ただし、第 1 回会議については、部会長が選出されておらず、局長が招集するとなっています。

第 4 条では、部会長が会議の議長となって議事を整理するとしているほか、第 3 項では、部会長が必要と認めるときは委員でない者の説明又は意見を聴くことができるとしています。

第 5 条では、会議は原則として公開するとしています。ただし、公開することにより個人情報の保護に支障を及ぼすおそれがある場合、個人もしくは団体の権利利益が不当に侵害されるおそれがある場合又は率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがある場合には、部会長は会議を非公開とすることができるとしています。

第 6 条では、会議の議事について、議事録を作成して部会長及び部会長の指名した委員 2 名が署名することとなっています。第 6 条第 2 項では、議事録及び会議の資料は、公開することにより、個人情報の保護に支障を及ぼすおそれがある場合等には、議事録の一部又は全部を非公開とすることができることとされているほか、第 3 項では、議事録を非公開とする場合には、議事要旨を作成し公開するものとしています。

第 7 条では、部会長は専門部会が議決を行ったときは、愛知地方最低賃金審議会会長に報告することとなっています。

運営規程（案）の説明は以上です。

中山部会長代理

ただ今事務局から説明がありました運営規程に関しまして、何かご質問、ご意見等はありませんか。

（ 質問なし ）

中山部会長代理

それでは、議題 (3) に移ります。「意見聴取に関する公示による意見について」です。本日、本専門部会の開催前に行った審議会本審におきまして、事務局よりすでに愛知県労働組合総連合 議長より提出された 6 件の意見書について、報告をいただいています。事務局より追加説明することがあればお願いしたいですが、いかがでしょうか。

高橋賃金課長

事務局としてはありません。

中山部会長代理

意見書の内容にかかるところにつきましては、今後の審議の場で触れていきたいと思いますがよろしいでしょうか。

（ 全委員承認 ）

中山部会長代理

それでは、議題(4)「愛知地方最低賃金審議会愛知県最低賃金専門部会の運営について」に入ります。

ここでは、本部会の公開、議事録の公開及び意見聴取について確認をいたします。

まず本専門部会の公開についてご意見を伺います。先ほどの資料2、運営規程第5条では、会議は原則として公開となっております。これまでの本専門部会では、金額審議に係る率直な意見交換をするために、本会議は非公開としてきました。

本年度の取扱いについて、労使双方のご意見を伺いたいと思います。初めに労働者側のご意見はいかがですか。

中塚委員

今年度につきましては、これまでどおりでお願いします。

中山部会長代理

使用者側のご意見はいかがですか。

梶原委員

前年どおりでよろしいかと思えます。

中山部会長代理

それでは本年度も例年と同様ということで、本専門部会は非公開といたします。

続いて、専門部会運営規程第6条第2項、部会議事録の公開についてご意見を伺います。

こちらまで昨年度まで、議事録は非公開とし、議事要旨のみを公開してきました。この点につきまして労使双方のご意見を伺いたいと思います。まず労働者側のご意見はいかがですか。

中塚委員

こちらにつきましても従来どおりでお願いします。

中山部会長代理

はい。使用者側のご意見はいかがですか。

梶原委員

同様に昨年と同じでお願いします。

中山部会長代理

これにつきましても、例年どおり議事録は非公開とし、議事要旨のみの公開とします。

次に、意見聴取についてご意見を伺います。

先ほどの資料2の運営規程、第4条3項では、専門部会は部会長が必要と認めるときは、委員でないものの説明又は意見を聴くことができるとなっております。事務局から先ほど説明があったように、意見書において意見陳述の要望が出されています。このことを踏まえまして、ご意見をお願いいたします。労働者側委員、いかがですか。

中塚委員

先ほど申し上げ、発言したとおりです。

中山部会長代理

使用者側委員、いかがですか。

梶原委員

我々も同様で。

中山部会長代理

わかりました。では必要なしということになりましたので、意見聴取は当専門部会では行わないことということでお願いしたいと思います。

続いて議題(5)「令和3年度愛知県最低賃金の改正について」に入ります。審議に入る前に事務局から本日の配付資料のご説明をお願いいたします。

西尾主任賃金指導官

会議次第、資料3をご覧ください。この資料No.3は令和2年度における全国の地域別最低賃金の改定状況を示した一覧表となっております。左側の列に中央最低賃金審議会目安制度のランクとなっております。

次に資料4は愛知県が取りまとめ、6月30日に発表した2021年春闘結果の分析です。

資料の説明は、以上です。

中山部会長代理

ただ今の事務局の説明に関しまして、何かご質問、ご意見等がありますか。

(質問なし)

中山部会長代理

それでは議題に関しまして、現時点における愛知県最低賃金につき、労働者・使用者側双方の基本的な考えを伺います。初めに労働者側委員からお願いしたいと思いますので、よろしくお願いします。

中塚委員

まず労側の考えですが、第500回本審の中でも示したとおりです。

1点目としましては、現行水準ではワーキングプア水準といわれる年収200万円に満たないというところが実態です。今週も発言等させていただきましたが、エッセンシャルワーカーといわれる労働者につきましては、最低賃金近傍で働く人も少なくないということ、また働きの価値に見合った水準への引上げ、これが必要であるということころです。

2点目につきましては、愛知として抱える人材不足等の課題です。これらを含めて、まずは首都圏といわれる、同じAランクの中の格差をしっかりと解消していく必要があるということころです。また県が掲げる愛知ビジョンの中にありますけれども、「世界から選ばれる魅力的な愛知の実現」。このためにも当然労働条件の充実、これも重要な観点であると考えているところころです。

そして3点目としましては、同一労働同一賃金の流れを全体で後押しする上でも、愛知県労働者の約4割を占める有期・短時間等の労働者の労働条件の改善が重要な観点といえるところころです。賃金構造基本統計調査の短時間労働者の平均値でも、格差が出ているというのが確認できているということころです。私達としましては、春闘の労使交渉の結果を、交渉機会のない未組織労働者に波及することを目的の一つに掲げておりますので、すべての労働者に関わるこの最低賃金への反映、ここにしっかりと反映して、格差解消とセーフティーネット強化につなげられる水準引上げ、これを求めていきたいと考えているところころです。

まずは主張としましては、この3点です。以上です。

中山部会長代理

続きまして、使用者側いかががでしょうか。

梶原委員

今年度も中賃から目安額 28 円と示されておりますけれども、結論から申し上げますが、本年度につきましても、コロナの影響が引き続き、特に中小企業に対する影響が大きいということもございますので、こうした状況の中で、最低賃金を引上げる状況にはないというのが使用者側の基本的な考えです。

中賃からの目安の知らせとともに、公益委員の見解ということが出されておりますけれども、こちらに目安を十分に参酌して各地域で議論してほしいと書いてございます。ここに公益見解の中で示されております内容につきましては、目安額引上げが 28 円の根拠というふうには、我々どうしても理解しがたい内容がありますので、こういった内容を改めて公益の先生なのか、労働局の事務局かわかりませんが、内容についてももう少し我々の方にわかりやすくご説明をいただかないと。そこからまず議論がスタートするのかなと思っております。

やはり最低賃金の引上げにつきましては、最低賃金法に定めております、労働者の生計費、労働者の賃金、企業の支払能力、この辺が引上げの三要素といわれておりますので、ここに基づいて引上げを検討するというを十分に検討する必要があるのかなと改めて考えております。

また、今回のコロナ禍におきましては、業種間の格差が非常に大きいということでもあります。業界によっては、業種によっては比較的今後明るい見通しが若干見えているところもありますけれども、いずれにしても業種による格差が大きいという状況におきましては、平均的な全体的な議論ではなく、最低賃金の審議につきましては、一番影響を受けている一番厳しい業界について特化して議論をすべきであると思っておりますので、以上のことから、今年度につきましても、引き続き賃金を引上げる状況にはない、というのが我々使用者側の考えです。以上です。

中山部会長代理

金額を言うと、0 円ということですか。

梶原委員

そうですね。金額はまだ提示はできませんけれども、状況認識といたしましては、引上げる状況ではないというのが基本的な考え方ということです。

中山部会長代理

はい、わかりました。

労働者側、何かご意見はありますか。金額とかについて。

中塚委員

金額につきましてもいろいろ考えはありますが、先ほど使用者側委員からもご発言がありましたが、いただいている課題等の認識を合わせたうえでスタートすべきなのかと思っておりますけれども、いろいろと私達も今後考えを示していきたいと思っております。

中山部会長代理

はい、わかりました。ほかに何かございましたら発言していただいても結構ですが。

(特になし)

中山部会長代理

本日は本年度における愛知県最低賃金の改正審議に向けた労使双方からの基本的なご意見をいただきました。

次回の専門部会時からさらに具体的な審議に入っていく予定にしておりますので、労使協力のもとに円滑な審議がなされますよう、ご協力をお願いいたします。

次に議題(6)「その他」についてです。各委員のみなさま、何か議事がありますか。

(特になし)

中塚委員

先ほど今年度の会議の中の公開、非公開につきましては、昨年同様で問題ないと確認をとったところではありますけれども、次年度に向けてになるかもしれないですが、中央の全員協議会が開催されていると思うのですが、少なからず目安の在り方についての議論をスタートしていく中に、それに合わせて会議の公開についても中央でも、地方の現状を把握した上で検討していきたいという検討事項が入っていましたので、次に向けてという、これは労働局へのお願いになるかもしれませんが、そういう審議が行われていくのか、ここはまた情報があれば教えていただければと思います。よろしく申し上げます。

中山部会長代理

その点につきましては、適宜情報を労使双方に提供していただくということでお願いしたいと思っております。

事務局からの説明、連絡事項等ありますか。

西尾主任賃金指導官

次回、愛知県地域別最低賃金 第2回専門部会の日程です。8月2日 月曜日 午後1時30分から、場所は2階北大会議室になります。よろしく申し上げます。

中山部会長代理

全体の今日の議事について、何かご質問等がありますか。

(質問なし)

中山部会長代理

ないようですので、本日の審議を終了といたします。皆様ご協力ありがとうございました。

(署名欄)
部会長代理

(中山徳良部会長代理)

労働者側代表委員

(中塚委員)

使用者側代表委員

(梶原委員)

令和3年7月28日 第1回専門部会 議事録